

岡山市社会福祉協議会切山基金 一人暮らし高齢者等見守り・支え合い活動補助金交付要領

1. 趣旨

故切山須美子様からの「私の経験では一人での介護は心細く寂しい思いをしました。介護する方で配偶者・兄弟姉妹や子供、親族の助けのない生活が困窮する独り身の方の支援になればと切に願いこの資金を残しました。」という遺言に基づき設立された岡山市社会福祉協議会切山基金を活用し、一人暮らし高齢者等が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていけるためのより良い支援を実現する。

2. 目的

様々な事情により地域で孤立しがちな一人暮らし高齢者等を対象に、日頃の見守り・支え合い活動を通して安心して過ごせる居場所づくりを進める団体等に対して補助金を交付することにより、安心して暮らせる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

3. 対象団体

岡山市内に拠点を置き、市内において、一人暮らし高齢者等の社会参加や見守り・支え合い活動に取り組むボランティア・NPO団体、当事者支援団体等で、以下の条件をすべて満たすもの。

ただし、その団体が所属する上部団体から本要領による補助申請があった場合、原則として上部団体の申請を優先する。

- ① 活動の実績・内容及び財務の状況を明らかにできること
- ② 年度内に3回以上開催し、活動日を定めて運営していること
- ③ 政治又は宗教の勧誘行為を行わないこと
- ④ 営利目的の活動を行わないこと
- ⑤ 本会の他の助成金（ふれあいいきいきサロン等）との併用ではないこと

4. 補助対象事業

- ① 一人暮らし高齢者等が自由に過ごせる場の提供
- ② 地域での孤立予防や日頃の見守り・支え合い活動へと展開させていくことを目指した事業
- ③ 生活課題を捉えるための活動、またその生活課題の解決を目指した事業
- ④ 一人暮らし高齢者等の生活力または健康寿命の向上につながる事業
- ⑤ その他、岡山市社会福祉協議会が特に必要と認める事業

なお、同一事業への補助は5年を限度とする

5. 補助対象経費

- ① 調理器具や食器類、電化製品等事業で使用する備品の購入費
- ② 見守り・支え合い活動を実施するための物品の購入費
- ③ 棚の修理等会場の軽微な改修費
- ④ その他運営に必要と認められる経費
- ⑤ 移動サービス等に必要な機材等の借用料

補助金は、食費（食材費）には使用できないものとする

単価3万円以上の物品の購入費には使用できないものとする

6. 補助金額の上限

補助金は、1団体につき10万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

7. 補助対象期間

補助金交付決定後から交付日の属する年度の3月31日までとする。

8. 申請方法

申請受付期間は随時とし、本会所定の申請書（様式1）に必要事項を記入の上、次の関係書類を添えて、岡山市社会福祉協議会に提出する。

（1）前年度の決算報告書

（2）その他、事業に関わる参考資料（チラシ、写真等）

申請受付期間は随時とするが、当該年度の予算範囲内で実施するものとする。

9. 審査及び通知方法

補助事業の申請があった場合は、岡山市社会福祉協議会切山基金規程第4条に規定する審査会において審査し補助金額を決定する。なお、審査会が必要とした場合は、申請団体からのプレゼンテーションを行うこととする。

決定内容は、後日書面にて通知する。

10. 補助金交付

交付対象となった団体からの補助金交付請求書（様式2）に基づき交付する。虚偽の申請、補助金の目的外使用、年度内事業未執行に対しては団体に補助金返還届（様式3）の提出を求め、それに基づき補助金を返還する。

11. 事業報告

交付を受けた団体は、その年度の3月末までに事業を終了することとし、実施後速やかに、実施報告書（様式4）及び決算書（事業に要した経費の全てを記入し、事業に要した経費の領収書（コピー可）を添付したもの）、事業実施が確認できる資料（写真、チラシ等）を提出するものとする。

附則

この要領は、令和2年3月12日から適用する。

この修正要領は、令和2年10月1日から適用する。

この修正要領は、令和2年12月1日から適用する。

この改正要領は、令和4年4月1日から適用する。

この改正要領は、令和5年4月1日から適用する。